

利 用 約 款

吉備ゴルフクラブ株式会社
岡山空港ゴルフコース

(約款の適用)

第 1 条 岡山空港ゴルフコース（以下、当コースという）をご利用の方は、快適で安全なプレーを楽しんでいただくため、本約款を順守し、ご利用願うこととします。

(利用契約の成立)

第 2 条 当コースでプレーされる方（以下、利用者またはプレーヤーという）は、フロントで所定の来場者名簿に署名していただきます。これにより当コースは署名者の施設利用をお引き受けします。

(予約の取り消し)

第 3 条 プレーの申し込みは、当コースの申し込み規定に従ってフルネームで申し込みいただきます。予約の受け付け後は速やかに組み合わせ名簿の提出をお願いします。なお、予約者または組み合わせ名簿の氏名に偽名が使用されていた場合は、予約を取り消させていただきます。

(利用の拒絶)

第 4 条 当コースは次の場合には、該当者及びその同伴者の利用をお断りします。また、利用開始後に該当することが判明した場合には、利用の継続をお断りします。

1. 利用者が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業・団体またはその関係者、その他反社会的勢力（以下、暴力団等反社会的勢力という）に所属していると認められるとき。
2. 暴力団等反社会的勢力を同伴または紹介により入場させたとき。
3. 集団的または常習的に暴力的不法行為を行う恐れがあると認められるとき。
4. 公共の秩序もしくは善良な風俗に反する行為をなした場合、またはなす恐れがあると認められるとき。
5. 偽名または他人名義で予約、署名が行われたとき。

(利用の拒否)

第 5 条 当コースは次の場合には、該当者及びその同伴者の利用（既に利用を開始している場合を含む）をお断りすることがあります。

1. 満員で施設ならびにスタート枠に余裕がないとき。
2. 天災その他のやむを得ない事情で当コースをクローズするとき。
3. 当コースにとって好ましくない行為があったとき、またその行為を行う恐れがあると認められるとき。
4. 技術が著しく未熟であって、他人のプレーに迷惑を掛けるとき。
5. ルール、マナー、エチケット及び警告を無視してスロープレーを改めないとき。
6. ゴルフ規則の本質と精神に照らし、著しく反する行為と判断されるとき。
7. その他、本約款に違反したとき。

(休場日・開場時間)

第 6 条 当コースの休場日と開場時間は、当コースの定めるところによります。ただし、臨時的に変更することがあります。

(予約とキャンセル)

第 7 条 当コースでプレーされる場合は、あらかじめ予約をお願いします。予約はその月を含めて3カ月前の1日（1日が休場日の場合は2日）からお受けします。予約がない場合は、当日のプレーをお断りす

ることがあります。また、予約のキャンセルは7日前までとし、以降はキャンセル料金をいただきます。なお、悪質とみられる予約及びキャンセル等の場合、以降のご利用をお断りします。

(金銭、その他貴重品)

第 8 条 貴重品（金銭、その他高価品）は原則として貴重品ボックスをご利用ください。

1. 貴重品ボックスをご利用いただいた場合、ご利用時間中は利用者の所有と同等であり、所有物に関しては利用者の責任において管理していただきます。従ってボックス内の保管品については、当コースは一切の責任を負いません。
2. フロントでお預かりする場合は、その内容及び価額を明示してお預けいただかない限り、当コースは一切の責任を負いません。お預かり品は、預かり札の持参者に預かり札と引き換えにお渡しします。

(携帯品、自動車)

第 9 条 携帯品や、場所を提供している駐車場での自動車及び車内物品の紛失、盗難、損傷については、当コースは責任を負いません。

(ロッカーの鍵)

第 10 条 当コースでは、ロッカーの鍵はカードホルダーに付いていますので、利用者各自で管理をお願いします。また、ロッカーの鍵は当ゴルフ場ではお預かりしません。鍵の紛失に起因する事故が発生した場合、当コースはその責任を負いません。なお、ロッカーの鍵及びカードホルダーを紛失された場合は実費を申し受けます。

(宅配便の取り扱い)

第 11 条 当コースは、ゴルフクラブやバッグ、シューズケース等について宅配便のお取り次ぎはしますが、その物品の受領、保管、発送においては、あくまでも当事者を代行して行うものであって、その間の事故発生について一切責任を負いません。

(危険防止とエチケット・マナーの順守)

第 12 条 当コースはセルフプレーを原則としていますので、利用者はプレー中のすべての行動に責任をお持ちください。プレー中の事故について当コースはその責任を負いません。また、利用者はエチケット・マナーを守り、危険防止と他の利用者に迷惑を掛けないために次の事項を順守してください。

1. 素振りは、ティーマーク内の打席、または特に指定された場所以外では行わないでください。また、打者以外のプレーヤーはみだりにティーインググラウンドに立ち入らないようにし、打者はストローク、素振りの際は周囲の安全を十分に確認してください。
2. 先行組に対しては、後続組のプレーヤーは自分で飛距離を判断し、先行組に打ち込まないようにしてください。
3. 同伴プレーヤーは、打者の前方に出ないでください。
4. 隣接ホールへの打ち込みは特に危険ですから、プレーヤーは自己の飛距離、飛球方向について適切に判断し、慎重にプレーしてください。万一打ち込んだ場合は、そのホールのプレーヤーに合図をし、事故を未然に防いでください。
5. 不慮の事故防止のため、正規プレー以外に場外に向かったの打球は禁止します。
6. 先行のプレーヤーが、後続組に対してプレーさせるときは、後続組全員が打ち終わるまで待避所または安全な場所に退避してください。
7. ホールアウト後は直ちにグリーンを去り、後続組の打球に対し安全な場所を通り、次のホールに進んでください。
8. 携帯電話はプレー中、電源を切るかマナーモードにして他のプレーヤーに迷惑の掛からないようにしてください。

(プレーの中断と再開)

第13条 傷病や落雷の危険を感じた場合、プレーヤーは自らの判断でプレーを中断し、退避所等安全な場所に避難することができます。なお、雷や地震、火災等で当コースから避難合図があった場合は直ちにプレーを中断し、待避所等安全と思われる場所に避難してください。また、プレーを再開する場合は必ず当コースの指示に従ってください。

(傷病等の対応)

第14条 プレーヤーは、自己の健康管理に十分注意してください。当コースはできる限りの対処をしますが、結果や費用等についてその責任を負いません。

(施設への持込品)

第15条 施設内に下記のものを持ち込むことを禁止します。

1. 動物等ペット類。
2. 著しく悪臭を放つもの。
3. 鉄砲・刀・剣類。
4. 火薬・揮発油等発火、爆発の恐れがあるもの。
5. 騒音を発するもの。
6. その他法令で所持の禁止されたもの。

(禁止行為)

第16条 施設内では下記の行為を禁止します。

1. 賭博、その他風紀を乱す行為。
2. 物品販売、宣伝広告行為。
3. 他人に迷惑を及ぼし、また不快感を与える行為。
4. アンダーシャツ、スリッパ等で歩行等し他人に不快感を与える行為。
5. 利用者以外（ギャラリーを含む）のコース内立ち入り行為。特に許可した場合も、当コースは損害賠償等、一切の責任を負いません。

(火気使用の禁止)

第17条 コース内やクラブハウス内での火気使用は所定の場所以外は禁止します。マッチの燃え殻、たばこの吸い殻は、必ずよく消して灰皿にお入れください。

(プレー終了後のクラブ等の確認及び保管)

第18条 利用者はプレー終了後、必ず所定の位置でクラブを点検し、間違いないか確認して規定の用紙にサインしてください。また、その後は速やかにクラブセットを自らの車に収納するなどしてください。当コースはセルフプレーを原則としており、クラブや携帯品等の不足や損傷等について一切の責任を負いません。

(施設に被害を与えた場合)

第19条 利用者が、故意または過失により当コースの施設、備品、カート等に損害を与えた場合、その損害額を弁償していただきます。

(違反の場合の責任)

第20条 利用者が、この利用約款に違反して第三者に損害賠償等の事故を発生させた場合、また自分が違反して損害等の被害を受けた場合、当コースは損害賠償等一切の責任を負いません。

(個人情報の扱い)

第21条 当コースの友の会会員及びJGAハンディキャップ会員の個人情報、または予約時点で入手した個人情報と、利用者が来場者名簿に署名した個人情報は、当コースのプライバシーポリシー及び情報セキュリティポリシーにのっとり安全に管理します。ただし、来場者名簿の拒否欄にチェックされた方を除き、当コースのイベント情報などを郵送、ファクス、電子メール等で案内させていただくために

利用することがあります。

(その他)

第22条 次の事項についてご協力ください。

1. スタート 30 分前までにはご来場の上、フロントで来場者名簿にご署名願います。
2. 当日、支払い等に必要以外の多額の金銭や貴重品は極力持参されないようお願いします。
3. 当日のスタート時間及びスタートコースは、運営の都合上、予約時と変更させていただくことがありますのでご了承ください。
4. プレーは、他のプレーヤーに迷惑を掛けないよう速やかなプレー（ハーフラウンド2時間 15 分以内）にご協力をお願いします。
5. 山林火災等防止のため、プレー中の喫煙はお断りします。喫煙は灰皿の設置してある場所をお願いします。
6. 円滑なプレー、危険防止の目的として、ローカルルールを設定しておりますのでご了承ください。
7. 競技の場合は4人1組を原則とし、2人もしくは3人の場合には、他に2人もしくは1人が加わることをご了承ください。

(信義則)

第23条 本約款に定めのない事項については、紳士淑女のスポーツたるゴルフの精神にのっとり、信義誠実の原則に従って解決するものとします。

(約款の施行及び改定)

第24条 本約款は掲示をもって施行とします。なお、当コースの運営上、本約款を改定する場合がありますので、あらかじめご承知ください。

平成 13 年 9 月 1 日施行

平成 24 年 1 月 1 日改定